

各都市のコンプライアンス行動指針等

参考資料②

	札幌市	さいたま市	千葉市	横浜市	相模原市	新潟市
名称等	職員の基本的な心構え(倫理原則)	なし	千葉市職員の心構えについて	横浜市職員行動基準	コンプライアンス行動指針	倫理原則 (新潟市における法令遵守の推進等に関する条例)
1	職員は、すべて公務員が全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないことを自覚し、法令等を遵守し、公正な職務の遂行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。			私たちは、市民・社会の要請を実現するため行動します。	法令を遵守した適正な事務執行	職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ適切な態度で職務を遂行しなければならない。
2	職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。			私たちは、市民から信頼されるよう誠実・公正に行動します。	服務義務・公務員倫理の徹底	職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
3	職員は、職務の遂行に当たり、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。		<ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・勤務時間中の職務専念義務 ・職員(地方公務員法上の一般職)営利企業等への従事制限 ・汚職等の不祥事の防止 ・公金の適正な取扱い ・出退勤、名札の着用等 ・接遇 ・セクシャル・ハラスメントの防止・解決 ・行き過ぎた教育・指示・命令の回避(抑止) ・交通ルールの厳守 ・公正な職務の執行を損なう行為への対応 ・健康の保持、喫煙マナーの向上 ・千葉市情報セキュリティポリシーの厳守 ・各種手当等の適正な申請 ・虚礼廃止 	私たちは、市民の安全・安心を第一に行動します。	情報管理の徹底	職員は、職務に関する権限行使に当たっては、その関係者から贈与を受けるなど市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
4	特に、管理監督者は職責の重要性を十分認識し、率先垂範して服務規律の確保に努め、部下職員の指導監督を怠ってはならない。			私たちは、「人権」と「環境」に配慮し、行動します。	交通法規の遵守	職員は、他の者に教示することにより職務の公正を損ない、又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある情報については、秘密とするなど適切に管理しなければならない。
5				私たちは、互いに力を合わせ、いきいきと働ける職場をつくれます。	信頼される市民対応	職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求に対しては毅然として対応しなければならない。また、市民に対しては、この条例の趣旨等について十分な説明を行うとともに、行政の透明化を図ることにより市政に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。
6					ハラスメントの防止	
7						
8						

各都市のコンプライアンス行動指針等

	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市
名称等	なし	倫理原則 (浜松市職員倫理条例より)	倫理原則 (名古屋市職員の倫理の保持に関する条例)	京都市職員の倫理を確立するための行動規範 (京都市職員倫理憲章)	コンプライアンス・ガイドライン (数え歌風)	職員の基本的な心構え (綱紀保持の基本指針)
1		職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。	職員は、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない。	公私にわたり、高い倫理観を持って、行動します。	一つ♪人様の、情報しっかり守ります	職員は、全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないことを自覚し、公共の利益の増進のために公正に職務を執行しなければならない。
2		職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。	職員は、法令等を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。	市民の目線に立って、仕事に全力投球します。	二つ♪不公平、一切しません、疑われません	職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
3		職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。	職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。	法令等を遵守し、不正を許さず、公正に仕事をします。	三つ♪身内のルールと前例を、しっかり見直しいたします	職員は、職務の執行に当たっては、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の変化その他あらゆる事態に的確に対処し、公正かつ能率的な業務処理に努めなければならない。
4			職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。	情報を市民に分かりやすく伝え、説明は丁寧に行います。	四つ♪良い仕事、市民に御損はかけません	職員は、勤務時間の内外を問わず、自己管理の徹底を図り、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や批判を招くような行動はしてはならない。
5			職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。	自己研鑽に励み、絶えず改革に取り組めます。	五つ♪いっさいの、ごまかし、だまし、いたしません	管理監督者は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分自覚し、部下職員に対する指導監督を怠ってはならない。
6			職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。		六つ♪難しい、事案は組織で取り組みます	
7			職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。		七つ♪「納得」と、言ってもらえる仕事をします	
8					八つ♪やっている、仕事の根拠を明確に、説明責任果たします	

各都市のコンプライアンス行動指針等

	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
名称等	神戸市職員コンプライアンス共有理念	倫理行動規準 (岡山市職員倫理規程)	倫理行動基準 (広島市職員倫理規則)	なし	倫理原則 (福岡市職員倫理行動基準)	熊本市職員行動規範
1	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の目的である「市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する」ため、同条例の職員等の基本姿勢(第2章)を遵守すること。	職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、法令等を遵守するとともに常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。	職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。	/	職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、最大の能率を發揮しながら全力を挙げてこれに取り組みなければならない。	私たち熊本市職員は、関係法令を遵守し、公務員としての倫理観に基づいて適正かつ公正な職務を遂行します。
2	法令等を遵守し、全体の奉仕者として全ての市民に対して、常に誠実で公正、公平に職務を執行すること。	職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。	職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。	/	職員は、市民福祉の向上を図るため、積極的に市民の意見及び要望の把握に努め、民主的な行政の運営に当たらなければならない。	私たち熊本市職員は、市民の意見を尊重し、市民の視点に立った行政サービスが行なえる職員を目指します。
3	市民の信託に応えるべき市職員として、常に高い倫理意識を持ち、市民に説明できないような行為を決してしないこと。	職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。	職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。	/	職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。	私たち熊本市職員は、自己啓発に努め自らの資質を向上することにより、地方分権時代に沿った自ら考え自ら行動する職員を目指し、新しい都市像の実現に貢献します。
4	前例にとらわれず、市民本位の立場に立って絶えず業務改善、意識改革に取り組むこと。	職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。	職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。	/	職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。	私たち熊本市職員は、自らの職場を仕事に対する意欲や誇りをもって働ける環境となるよう職場風土の活性化に取り組みます。
5	市民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続に基づき経理事務を含む業務を遂行すること。	職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。	職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。	/	職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。	
6	職責に関わらず、自由闊達な議論が行える風通しのよい組織風土づくりに努めること。			/		
7	個人情報には細心の注意を払い、適正・厳正な管理を徹底するとともに、行政に関する情報は全て市民の財産であることを意識し、全ての市民に分かりやすく説明責任を果たせるように心がけること。			/		
8				/		